

## 多可町新型コロナウイルス感染症対策本部会議からのお知らせ

令和3年3月1日（月）8時30分

兵庫県緊急事態宣言が2月28日で解除されたことを受け、今後の対応について協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県の緊急事態措置の解除を踏まえて、以下のとおり対応する。

**期間：3月1日（月）から3月7日（日）まで**

### ◆公共施設の利用制限について

- 屋内施設の利用人数は、収容定員の50%以内とする。
- 屋外にあっては人との距離を十分に確保する。
- 公共施設（会議室、交流スペース、プラザ図書室、体育館、グラウンド、テニスコート等）の利用は21時までに終了するように働きかける。

### ◆小中学校の対応について **【3月7日まで現状のまま継続】**

#### ○教育活動

- ・3月に実施予定の入試等については、感染予防対策を徹底のうえ予定通り実施する。併せて、市町教育委員会を通じて受験生である中学3年生及び保護者に事前の体調管理にあわせ、感染予防対策の徹底を要請する。
- ・また、卒業式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底する。

#### ○教育活動における感染防止対策

- ・感染リスクが高いとされている活動は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用、毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話の際にはマスクをつけるなどの対応を工夫する。
- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる。

- ・受験等に当たっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して 20 時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。

#### ○部活動

- ・実施場所：原則、学校及びその周辺
- ・活動時間：平日 4 日 2 時間以内、土日 1 日 3 時間以内を厳守
- ・本県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和 2 年度中体連スケジュール記載大会、競技等団体等が主催する大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

#### ◆新型コロナウイルスワクチン接種等について

- 3 月 4 日に、アスパルにおいてワクチン接種予行演習を実施。

#### ◆各種講座及びイベントについて

- 公共施設の利用制限に基づき、感染症予防対策を徹底し実施する。

#### ◆町長メッセージの発信について

- 緊急事態宣言の解除を受け、防災行政無線、町ホームページ、SNS、多可町防砂ネットを活用して、一艘の感染防止対策の呼びかけを行う。

- ・発信日：3 月 1 日（月） 午後 7 時 15 分～